

議案第 2 号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成 23 年 7 月 19 日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成23年7月19日

鳥取県教育委員会
委員長 笠見 幸子

記

1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

保護文化財 沖一峨「東下り・耕作・草花図」(鳥取市)

鳥取藩御抱絵師を代表する名手の一人として江戸時代後期に活躍した、沖一峨(1796～1861)の作品。

中幅に「伊勢物語」第九段「東下り」を、その両隣に四季の耕作風景、そして両端に春秋の草花を描いた五幅対という珍しい形式の大作。耕作図にみる人物の豊かな表情や軽やかな筆致や、草花図にみる生命力をもった緻密な描き込みなどからは、一峨の画技の高さがうかがえる。

全幅に共通して地に薄く金泥が刷かれ、発色の良い顔料を用いて丁寧に描かれており、華美に過ぎず品のある作に仕上がっている。

